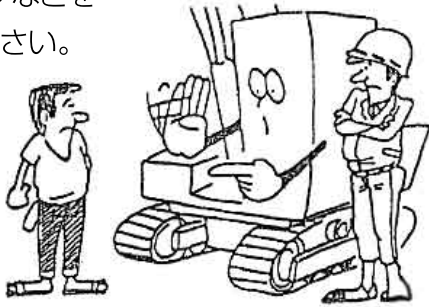


労働安全衛生法により、ミニショベル（機体重量3t未満）の運転作業には「車両系建設機械運転技能講習修了証」または「小型車両系建設機械特別教育修了証」油圧ショベルの運転作業には「車両系建設機械運転技能講習修了証」の携帯が義務づけられています。

作業開始前の点検

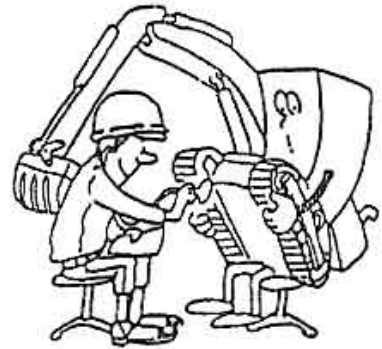
⚠ 常に安全な服装を!!

運転および給油整備時には安全帽、安全靴、身体に合わせた作業着を着用し、作業に応じて保護眼鏡、マスクなどを用いて下さい。



⚠ 始業点検の実施!!

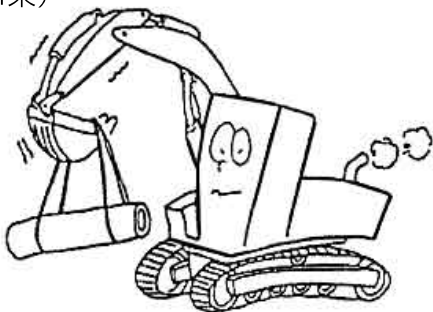
運転の前に始業点検を行い、異常があればただちに補修して下さい。（安衛則第170条・第171条）



作業時の注意

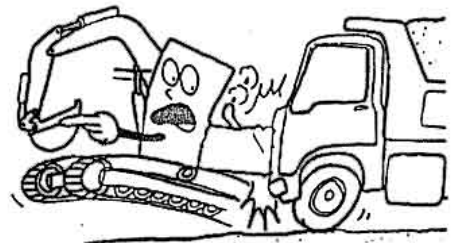
⚠ 吊り上げ作業の禁止!!

本機を使っての吊り上げ作業はやめて下さい。クレーンとしての安全装置はもっておりません。（安衛則第164条）



⚠ 車両の方向に注意

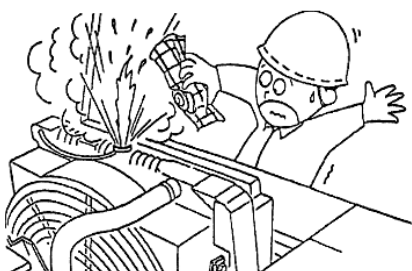
発進する前に、トラックフレームの向きを確認して下さい。ファイナルドライブが前の場合、走行レバーの操作は逆になりますから注意して下さい。



給油整備時の注意

⚠ ラジエータキャップの取外しに注意

エンジン稼動直後はラジエータキャップを取外さないで下さい。熱湯や蒸気がふき出し危険です。キャップが素手でさわられる程度に冷えてから取外して下さい。



⚠ 油圧部品の取外しに注意

稼動直後のハイドロリックタンク内部は高温、高圧の状態になっており、キャップやホース、パイプ等を取外すときに、作動油がふき出す場合があります。必ずタンクの内圧を開放してから、取外し作業を行って下さい。

